

深障発第65号  
令和6年4月23日

指定障害者支援施設長 様

埼玉県深谷市福祉健康部障害福祉課長

深谷市における令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う  
特定障害者特別給付費の取扱いについて（依頼）

日頃より、障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

この度、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）」問23（補足給付に係る基準費用額の見直しに係る受給者証の取扱い）により、令和6年3月31日以前に発行した受給者証への対応例が示されました。これに関し、深谷市の対応は下記のとおりといたします。

記

新たに受給者証の発行は行いません。同封の「施設入所一覧」に3月31日以前と4月1日以降の特定障害者特別給付費（以下「補足給付額」という。）の両方を記載しております。4月サービス提供分の請求より、補足給付額を読み替えてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、上記通知等につきましては、市ホームページにも掲載しております。

【通知等掲載ページ】

深谷市ホームページ>「健康・福祉」>「福祉」>「障害者福祉」>  
「事業者向けお知らせ」>「令和6年度障害福祉サービス報酬改定について」

（問合せ）

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11番1号

深谷市福祉健康部障害福祉課支援第1係

TEL：048-571-1011 FAX：048-574-6667

E-mail：syougai@city.fukaya.saitama.jp